

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

第4回議事次第

平成19年11月13日（火）

16:00～18:00

厚生労働省専用第21会議室（17階）

議題

1. 開会
2. 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ（案）
について
3. 閉会

配 布 資 料 一 覧

- 資料 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ（案）

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ（案）

基本的考え方

社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等が指摘される中、社会的養護体制はこのような状況に適切に対応することが強く求められている。

このため、現在の社会的養護の課題を整理し、今後目指すべき社会的養護体制のあり方とそれを実現するための具体的方策を検討するため、本年2月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課に「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」が設置され、5月に中間とりまとめがなされたところである。

また、本年6月には、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第73号）の附則において、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされ、社会的養護体制について見直しを進めることが求められている。

このような状況の下、児童の社会的養護体制の拡充に向けた具体的な方策を検討するため、本年8月に社会保障審議会児童部会に本専門委員会が設置された。

本専門委員会は、「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」中間とりまとめにも述べられた里親委託の推進等家庭的養護の拡充、子どもの状態に応じた専門的なケアの充実等施設機能の見直し、関係機関の適切な連携による家庭支援機能の強化、自立支援策の強化、社会的養護を担う人材の確保と質の向上、施設内虐待等子どもの権利擁護の拡充及び社会的養護の資源の提供体制の計画的な整備の推進といった課題について、その基本的方向を踏まえながら、さらに具体的施策の検討を進め、その内容を以下にとりまとめた。

本専門委員会においては、現行の社会的養護体制は、現在の社会的養護を取り巻く状況に十分に対応できるだけの質・量を備えているとは言い難く、その対応は緊急の課題であると考えられる。

このため、次世代育成という観点からも、その拡充のため、より多くの社会的資源を投入することが求められているという認識の下、早急に対応を行うことが可能となるよう、できるだけ具体的な対応策について提案することとした。

なお、社会的養護体制については、今回のとりまとめを踏まえた対応を進めることに加え、今後とも少子化対策全体の財源に関する議論の動向も踏まえながら、必要な見直しを進めるべきである。また、社会的養護に関するケアのあり方や子どもの置かれた状況についての中長期的な調査・研究の手法等についても検討を進めるべきである。

社会的養護体制の拡充のための具体的施策

1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し

家庭的な環境における養護を一層推進するほか、子どもの年齢やその状態に応じた自立支援・生活支援や、心理的なケア等を行う観点から、以下のような項目について施策を推進する必要がある。

(1) 家庭的養護の拡充

家庭的な環境の下、愛着関係を形成し、地域の中でその個別性を確保しながら養育を行い、子どもが社会へ巣立っていくことができるよう支援することが求められているが、現行の社会的養護体制においては、最も家庭的な環境の下で養育を行っている里親への委託が進んでいない。また、施設においても個別的なケアや一定の安定した人間関係の下での養育を基本とすべきであるが、ケア単位が大規模であること等から十分なケア体制が整備できていない等の問題点がある。

このような問題を解決するため、里親委託を促進するとともに、家庭的な環境の下で養育を行う新たな形態として、小規模グループ形態の住居において子どもを養育する新たな仕組みを創設する必要がある。

① 里親制度の拡充

里親委託を促進し、里親を支援するための体制を拡充する観点から、以下のような制度の充実・整備を進めるべきである。

- ・ 「養育里親」と「養子縁組里親」を区別し、養育里親の社会的養護体制における位置付けを明確化する必要がある。
- ・ 養育里親となる者の要件について、都道府県が行う研修を修めた者とするほか、欠格事由や取消要件の明確化を図る等里親認定登録制度を見直す必要がある。
- ・ 養育里親による養育を社会的に評価する額へと里親手当を引き上げるべきである。
- ・ 養育里親の研修、養育里親に関する普及啓発活動、子どもを受託した後の相談等の業務を都道府県の役割として明確化するとともに、マッチングのための支援等も含め当該業務の委託先として里親支援機関を創設する必要がある。里親支援機関については、乳児院や児童養護施設、児童家庭支援センター、NPO、都道府県里親会等地域で里親に対する支援を行うことができる機関を幅広く活用するべきである。
- ・ 専門里親についても、委託可能な児童の範囲に障害児を含める等の拡大や研修システムの充実を図る必要がある。
- ・ 施設に措置されている子どもを週末や長期休暇等に養育里親等の家庭に短期間、定期的に預かるいわゆる「週末里親」や「季節里親」の仕組みを拡充する必要がある。

② 小規模グループ形態の住居による新たな養育制度の創設

小規模グループ形態の住居における養育に関する以下の指摘を踏まえ、小規模グループ形態の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもを養育する事業の制度化を図る必要がある。

- ・ 現在、いくつかの地方自治体において里親が5～6人の子どもを受託して行っているいわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないとの指摘がある。
- ・ また、こうした多人数を委託される里親は委託された子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことができることから、里親との1対1の関係を築くことが困難である子どもの場合でも、家庭的養護が可能となるとの指摘もある。

なお、制度化を図るに当たっては、当該事業を社会福祉事業とし、里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として、当該事業を位置付けるべきである。

また、適切な養育の質を確保するため、同事業を実施する者について、子どもの養育に関する一定の経験を有する等の要件を課すこと、必要な人員配置として、概ね6人程度子どもが委託されることを想定し、里親に加えて家事等の援助を行う人員を確保することや地域での連携体制の確保等を定めることが必要である。

③ 施設におけるケア単位の小規模化等家庭的養護の推進

施設においても、可能な限り家庭的な環境において一定の安定した人間関係の下での個別的なケアを実現するため、(2)においても言及するようにケア単位の小規模化をさらに推進する必要がある。その際、必要なケアモデルや方法論についても検討を進める必要がある。

(2) 施設機能の見直し

子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化を推進する必要があるが、その際、子どもが必要とする心理的ケア等と組み合わせながら、個別的なケアや継続的・安定的な環境の下でのケアを受けることができるよう、子どもの状態や年齢に応じたケアが提供できるような体制とするとともに、ケア単位の小規模化を推進するべきである。

このため、施設種別にかかわらず子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に分類された現行の施設類型のあり方を見直しを検討するとともに、人員配置基準の引き上げや措置費の算定基準の見直し等を含め、ケアの改善に向けた方策を検討する必要がある。

ただし、このような見直しを具体的に進めるためには、必要な財源の確保が必要であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分に踏まえて、人員配置や措置費の算定のあり方について検討する必要がある。

したがって、厚生労働省が来年度にかけて行うことを予定している「施設ケアに関する実態調査」の進捗状況を見ながら、本専門委員会において、その具体化に向けた検討をさらに進めていくこととする。

なお、当該調査の実施に当たっては、対象となる施設、関係団体や研究者等の全面的な協力が不可欠である。施設ケアの質的な向上につながる重要な調査であることにかんがみ、施設におけるケアの現状が十分明らかになるよう、本専門委員会としても各関係者の協力を強く期待する。

また、施設類型の見直しに当たっては、障害者自立支援法附則第3条の規定に基づく見直しが障害児施設について行われることを踏まえ、その動向に十分留意しながら検討を進める必要がある。

上記のような検討を進めるとともに、施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を図るため、以下のような対応を進める必要がある。

- ・ 基幹的職員の配置等により、自立支援計画の見直しとその進行管理を適切に行うとともに、関係機関との連携を図りつつ、児童指導員と心理療法を担当する職員等の専門スタッフによるチームケアを行うことができる体制を整備する必要がある。
- ・ 心理的ケアや治療を必要とする子どもに対し、特に医療機関等との連携を強化するため、それぞれの施設における専門スタッフの強化等体制整備を図る必要がある。
- ・ 施設入所中から、施設退所後までを見据えた自立支援に資するケアを計画的に実施する必要があるほか、ケア単位の小規模化については、子どもの自立支援の観点からも有効な手段であることを念頭においた検討が必要である。
- ・ 地域の中における施設の役割の充実を図り、入所中や退所後の家庭に対する施設からの支援を強化するほか、里親に対する支援を強化するため、養育里親の研修、子どもを委託する養育里親へのレスパイト・相談等の支援等を担う里親支援機関について、乳児院、児童養護施設が自ら受託することや、同機関との連携を図ることを、積極的に検討すべきである。

なお、児童自立支援施設における学校教育の実施については、既に平成9年の児童福祉法の改正により、児童自立支援施設に入所する子どもにも学校教育を実施することを義務づけられたところであるが、未だ多くの都道府県で実現されていない。このため、各都道府県の福祉部局から教育委員会に積極的に働きかけるほか、国においても厚生労働省と文部科学省で連携を図り、児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられる体制を早急に整える必要がある。

2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立

子どもに対する適切かつ継続的なケアを行うためには、施設や里親、児童相談所、その他の関係機関の連携を図ることが必要であるほか、親子分離まで至らないケースや家庭復帰後の支援など、地域において家庭を支援することのできる体制を整備することが求められる。

しかしながら、現段階ではこのような体制は十分ではないと考えられる。

このため、関係機関の適切な役割分担と連携強化を図るとともに、地域において家庭支援を行う体制を強化するため、以下の施策を推進する必要がある。

(1) 児童相談所のアセスメント機能等の強化

一時保護を含めた児童相談所におけるアセスメント機能の充実強化、里親・施設に措置された後の継続的なアセスメントとこれに基づくケアを提供することを目的として、児童心理司も含め児童相談所の体制を強化するとともに、以下の事項についてその標準化を図るため、指針を作成する必要がある。なお、その際には、既存の研究成果等も十分活用しつつ作成する必要がある。

- ・ 一時保護の際のアセスメントのあり方
- ・ 措置する際に施設・里親に送付する資料
- ・ 施設や里親への入所・委託中の援助方針の策定、自立支援計画の作成とそれらの見直しの時期やその手法及びその際の施設等との役割分担
- ・ 措置解除を検討する際の保護者や地域の支援体制に関する適切な評価方法及び施設等との役割分担

また、一時保護については、生活環境を改善するほか、適切なケアを行うことができる体制について検討する必要がある。

(2) 家庭支援機能の強化

在宅で生活を続ける場合や親子分離を行った場合における家庭復帰後の子どもの健やかな育ちを支援するためには、保護者指導を中心とした家庭支援が重要であり、その推進を図る必要がある。

このため、児童福祉司等の人員の確保やその質の向上など児童相談所自体の体制を充実する必要がある。これに加え、児童相談所が関係機関と役割分担を図りつつ、保護者指導を行う体制として、児童家庭支援センターを積極的に活用するとともに、他の一定の要件を満たす機関に対しても保護者指導の委託を可能とする措置を講じる必要がある。

また、児童相談所との役割分担・連携を担い、家庭支援を行う拠点を増加させるため、施設に附置される場合だけでなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO等、地域で相談支援等を行っている機関が児童家庭支援センターになることを可能とすることも有益である。

母子生活支援施設は、母子の関係に着目しつつ生活の場面において母子双方に支援を行う施設であり、その特性を活かし、母親と子どもの関係性に着目した支援プログラムの研究を進める等母子生活支援施設の機能強化を図るほか、入所時や入所中の福祉事務所と児童相談所・婦人相談所との連携を強化する必要がある。

さらに、地域における家庭を支援するためには、住民に身近な市町村の体制整備を図る必要があることから、子育てに関する情報提供や育児に関する必要な助言等を行うための

生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等の子育て支援事業を幅広く推進し、虐待等の予防にも資する取組を進める必要がある。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）について、調整機関に一定の専門性を有する者を配置する等の機能強化を進め、併せて都道府県においても市町村職員に対する研修等の支援を行うなど、市町村の体制強化を図るための措置を講じることが重要である。

3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合も多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちが他の子どもたちと公平なスタートを切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図るため、以下のような事業の見直し等を進めるべきである。

なお、ここでは年長児の自立支援策を中心に記述しているが、自立支援については、在宅支援の段階及び措置されている間から、退所後の社会的自立までを見据えて、関係機関がそれぞれ連携し、継続的なケアを行い得る体制の構築が求められるものである。

また、年長児の自立支援策と青少年施策との連携を進めるほか、現行制度における満20歳に達するまで措置を継続する仕組みについて、子どもの状況を踏まえつつ、より積極的な活用を図るべきである。

- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）については、児童養護施設における高校進学率が9割となる等高等学歴化が進み、子どもが自立する年齢が上がってきている現状を踏まえ、施設退所者等のうち、高校卒業後の者であっても一定期間自立に向けた支援を行うことが可能となるよう、満20歳未満の者まで対象を広げることが検討する必要がある。

また、年長児の自立支援は社会的養護における最も重要な課題の一つであるため、子どもの主体性を尊重する観点からも子どもが都道府県に対し申込みを行う仕組みとするほか、児童自立生活援助事業の提供（委託）を都道府県に義務づけることも検討する必要がある。さらに、現在の補助金による財政的支援ではなく、国や県による財政的負担により、より確実な財政支援を行うことができる方策を検討する必要がある。

- ・ 施設を退所した子ども等の自立生活や就労を継続するための支援を行うため、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換等を行う拠点事業を創設し、自立援助ホームや児童家庭支援センター、NPO等の様々な地域資源を当該拠点として活用することにより、それぞれの地域の事情に応じた積極的な取組を進めるべきである。

4. 人材確保のための仕組みの拡充

社会的養護の質を確保するため、以下のような施策を推進することにより、その担い手となる職員及びその専門性を確保するとともに、計画的に育成するための体制を整備する必要

がある。なお、社会的養護に関する資格のあり方については、今後、保育士の専門性や質の向上等のあり方を検討する際に併せて検討する必要がある。

(1) 施設長・施設職員の要件の明確化

施設長・施設職員の任用要件を明確化・適正化する必要がある。

(2) 基幹的職員（スーパーバイザー）の配置、養成のあり方

施設において組織だったケアを行い得るようにするとともに、人材育成が可能となるよう、自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員の配置を義務づける必要がある。基幹的職員については、施設における一定の経験を有する者等のうち、一定の研修を受けた者とするべきである。

(3) 国及び都道府県の研修体制の拡充

都道府県において作成する整備計画に必要な人材を確保するための方策を記載し、これに基づき社会福祉法人等の人材交流ができるシステムや研修体制を整備することを含め、計画的に人材育成を進めることが重要である。

国において作成する指針（都道府県計画の作成のための指針）にも人材育成に関する事項を盛り込むほか、国は、人材育成のためのカリキュラムの作成や都道府県で人材育成を担う指導者に対する研修を実施する必要がある。この際、カリキュラムについては、5.にあるような子どもの権利擁護の観点に十分配慮したものとするべきである。

5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策

社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等に対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。

(1) 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備

客観性・専門性を有し、子どもの措置に関する一定の権限を有する機関である都道府県児童福祉審議会の調査審議事項として、措置された子どもの権利擁護に関する事項を明確化するべきである。

具体的には、都道府県児童福祉審議会に子どもが意見を述べるができること、調査のため必要に応じて関係者に対し資料の提出及び説明を求めることができることとするほか、当該機関が都道府県に対し、子どもの権利擁護に関し講じるべき措置について意見を述べるができること等とする。

このような仕組みについては、子どもが意見を述べやすい仕組みとするとともに、安心して子どもが意見を述べるができるよう、意見を述べた後も子どもの権利が守られるような仕組みとすることが必要である。

このほか、苦情解決の仕組みとして、施設における第三者委員の設置の推進や社会福祉法に基づき都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の活用等を図ることが必要である。

さらに、自立支援計画の作成や見直しの際に子どもの意見を聞くほか、子どもが自分の置かれた状況を可能な限り理解できるように説明をする等、子どもの意向を踏まえた支援となるよう、さらに運用面での改善を進める必要がある。

(2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充

都道府県において、第三者を加えた監査チームを編成する等により、ケアの質について監査できる体制を整備するとともに、国においても、監査マニュアルの見直し、標準化を進めるべきである。

また、養育に関する都道府県、施設、里親の責任の明確化を図る必要がある。

このほか、各施設における自己点検・自己評価やその結果の公表等の仕組みの導入について検討するほか、第三者評価の受審について引き続き推進する必要がある。

(3) 施設内虐待等に対する対応

被措置児童に対する児童養護施設等職員や里親による虐待等に対応するため、児童養護施設等職員、施設長、一時保護所の職員、里親が行う身体的暴力等を施設内虐待等と位置づけ、以下のような対策を講じる必要がある。

また、子ども同士の身体的暴力等を施設職員等が放置した場合は、虐待（ネグレクト）として位置づけることも検討する必要がある。

- ・ 施設内虐待等を受けた子どもによる都道府県への届出
- ・ 施設内虐待等を発見した場合の職員等の都道府県への通報義務や第三者の通報に関する努力義務
- ・ 届出をした子ども及び通報した職員等に関する都道府県の秘密保持義務
- ・ 通報した職員等に対する施設による不利益取扱いの禁止
- ・ 届出、通報があった施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分及び子どもの保護等都道府県が講じるべき措置の明確化
- ・ 施設内虐待等に関する検証・調査研究、都道府県による施設内虐待等の状況等に関する公表

上記に加え、子どもの届出や職員等の通報については、(1)に記載した都道府県児童福祉審議会に届出等を可能とする。

さらに、施設内虐待等が明らかになった後、都道府県は当該児童養護施設等に入所する子どもへの適切なケアを確保するとともに、施設の運営改善に向けた助言・指導を継続して行う等施設内虐待等が再び起こることがないように対応する必要があるほか、このような取組に対し、当該児童養護施設等や関係団体はできる限りの協力を行う必要がある。

また、具体的な対応方法について、その全国的な共有化を図るため、国において各都道府県における施設内虐待等の事例や具体的な取組等を収集・分析し、その結果を踏ま

えて、各都道府県における対応方法に関するガイドラインを作成する必要がある。

6. 社会的養護体制の計画的な整備

要保護児童に対し適切な支援を行い得るような社会的養護の提供量を確保するという観点から、里親や小規模住居における養育事業、施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、一時保護所等の供給体制や質の確保策、人材確保・人材育成のための方策及び児童の権利擁護のために講じる措置等について計画的な整備とその質の向上が図られるよう、都道府県において社会的養護体制の整備やその質の向上のための計画を作成する必要がある。

なお、計画の策定に当たっては、虐待予防に資する事業や子育て支援事業等、市町村が実施する事業との関連性も十分に考慮し、市町村と連携を図りつつ作成することが重要である。

国においては、都道府県が計画を策定するに当たっての基本指針を作成する必要がある。その際、都道府県計画に盛り込まれるべき具体的な社会的養護の必要提供量の算定方法に関する考え方を示すことが有用である。

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ(案)への意見

平成 19 年 11 月 12 日

全国児童家庭支援センター協議会

副会長 藤井美憲

(愛泉こども家庭センター長)

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ(案)の内容を委員会にて検討するに当たり、以下の意見を提案させていただきます。

2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及びネットワークの確立について

①児童相談所のアセスメント機能等の強化という項目でアセスメントから自立支援計画を作成し支援体制を整える方向性は示されていますが、児童相談所のワーカーの資質や専門性の向上という面に焦点が当たっていない状況では、依然として施設にばかり責任が重くのしかかる状態となってしまいます。対応能力・問題解決能力を持たないワーカーは担当からはずす等、適正な配置転換・人員配置が必要不可欠です。また施設からの苦情を表明する機会も与えられるような体制整備が必要です。施設に措置したら、後は施設任せという状況も改善すべき重要課題です。

②児童相談所と施設の信頼関係を基にした協調・協働・連携の方法についてのガイドラインを早急に整備する必要が有ると思います。児童相談所と施設がケース対応についての責任を共に負うという体制がなければ社会的養護の体制確保は難しいです。

③全国の児童相談所において、統一された苦情処理マニュアルを作成すべきです。「苦情」という曖昧な概念が、分類整理された定義が無いために、誤報から軽微な要望までのすべての「苦情」に現在の児童相談所ワーカーが対応できる能力は無いと思います。担当ワーカーによる独断と偏見によって対応が異なるようなことが起こってはならないことと思います。また、「苦情」に関する定義づけを明確にしてほしいです。

④児童相談所が市町村窓口、担当者への助言・指導の役割と責任を負うことを明確にすべきです。社会的養護の体制を確保するために市町村の相談受付体制の強化を図ることが急務の課題です。児童相談所が担当する地域の窓口との連絡調整の役割を担い、市町村の責任というのではなく、行政の責任において通報や相談に対応するのに相応しい体制整備を進めることが必要です。

5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策について

(1)措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備について

どんな場合にも、それぞれの関係機関同士の信頼関係、協調・連携の関係を最優先にすることを指針として対応することが必要です。国も児童相談所も共に責任を負って問題解決・改善活動に取り組める体制を整備するための届出、通報の体制整備でないと、機関同士の不信感も生まれ、よりよい連携が作れなくなることも予想できます。

例えば、施設で生活している子どもの意見のみで判断するという方法では、機関同士の信頼関係を崩してしまい、施設崩壊や職員の勤労意欲喪失につながるようなやり方となってしまいます。行政も関係機関もそれぞれ同じ責任を持つという前提で対処していかないと悪者探し、犯人探しをするような対応となり、施設職員の行政に対する不信感にも繋がっていきます。何よりも目の前でケアする子ども達に対する信頼感が損なわれる結果となります。施設内ケアは子どもと職員の信頼関係や愛着関係が無けれ

ば成立しません。それらが壊れていくような方法は避け、行政と施設が共に問題解決に当たり、改善方法の検討を進めていくというような基本的なガイドラインを作成し、行政も施設も対応方法についての共通認識を予め醸成していくように準備していくべきです。

(2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充について

監査体制強化を行い、ケアに関する監査ができるようにすることは賛同しますが、施設におけるケアのあり方について、実践的にも経験的にも、助言・指導ができる力量を備えた監査官を配置して頂きたいです。施設の現場を熟知していないと、施設ケアの現場に大きな混乱を巻き起こしてしまうおそれもありますので、少なくとも子育て経験と施設のケアに関する経験及び子どもの理解方法に関する知見をしっかりと備えた方であることを各都道府県に義務付けてほしいです。子どもへの理解と具体的な支援方法を理解していない方は、管理的で一方的な提案をすることも考えられ、ケアの方針に一貫性を保てなくなることも予想されます。

(3) 施設内虐待等に関する対応について

現状の提案のみで進めていくと、「国や都道府県においては施設を一方的に取り締まれる体制を整備していきます」という内容になっていると思います。それは「取り締まりが必要な施設ならば、全て無くしてしまった方が良い」という方向になりかねないです。

①施設を存続させざるを得ない状況の中で、施設から行政に対する不信感を募らせる結果となり行政と施設の関係は敵対関係となってしまう事も考えられます。問題を起こした施設に対する従来の行政側の対応は、「行政側の責任回避のための方策」という見方があり、行政の責任を追及されれば「更に強力に指導します」という構造が既にあります。これは協調・協働の連携でなく、行政側の強権発動とも受け取られますので、施設側の意見も十分に反映され、考慮されるべきです。子どもの権利侵害事案が起らないようにするために行政と施設の「共に考え協議する連携」の基に具体的な対策・改善活動が施設内で行われるように、行政が施設に助言・指導・協力をするという役割分担を基本的な考え方にし、ガイドライン作成に当たって、第一の指針や目的として欲しいです。

②権利を侵害された子どもについては、理由・状況によらず児童相談所が緊急一時保護を行い、子どもの安全確保を最優先としてほしいです。

権利を侵害されるような状況に子どもを置いておく状況は、いずれの場合にしても避けるべきことであり、児童相談所の責任において早急に対応すべき事態であるという共通認識が必要です。権利侵害の実態が明らかとなった施設に、そのまま措置を継続しておくことは行政による子どもへの権利侵害となりかねません。事態が発生した施設は、改善策を立てて具体的な対応を求められますので、該当する子どものケアが疎かになる場合もあることでしょう。その間、放置される子どもたちは心配や不安の中で過ごすことになってしまいます。

そのため、施設における改善状況が明らかになるまでは、児童相談所が該当する子どもの緊急一時保護を行い、子どもの状況を観察しアセスメントを行い、支援計画を立てて最善の対応を見直すという基本的な対応方法を全国的に統一することが必要です。その体制を整備するために一時保護所の機能強化も望まれるところです。

「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」への意見

平成19年11月13日

相 澤 仁

◎ 設置の趣旨

- ・児童の社会的養護の拡充に向けた具体的施策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養護専門委員会」を設置する
- ・構想検討会を立ち上げて、今後目指すべき社会的養護体制のあり方と、またそれを実現するための具体的方策について検討し、「中間とりまとめ」をいただいた。その委員全員に引き続き専門委員会に加わっていただき、継続的な議論をしてもらうための体制になっている。
- ・「中間とりまとめ」も1つの材料として踏まえ、本専門委員会ではさらに具体的な施策についての議論をいただく。

(第1回委員会議事録参考)

◎ 本専門委員会の基本的な方向性

「中間とりまとめ」を踏まえた児童の社会的養護の拡充に向けたさらなる具体的施策の検討

1. 児童自立支援施設に関連した具体的施策について

(1) 児童自立支援施設における充実・強化すべき主な課題

ア 「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」で指摘されている主な課題

- ① 自立支援機能の充実・強化：被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアを要する子どもの支援・援助機能や自らの行った非行行為と向き合う取組などの強化
- ② 学校教育実施の推進：約半数の実施に止まっている。教育権の保障は極めて重要であり、全施設において学校教育を実施すべく国においても積極的に促進を図ることが必要。
- ③ 施設運営体制の充実強化（小舎夫婦制の維持・充実・強化及び交替制寮舎の充実・強化など）：国は、幅広い人材を対象と

した養成や小舎夫婦制における参考事例のとりまとめなどにより、小舎夫婦制の人材確保や職員の養成を、強化していくことが必要。国は、将来的に、非行少年等に対する養育を行ってきた専門里親を職業化して、(職員として)寮舎を受け持つ形態での寮運営の仕組みを検討することが必要。そのために、モデル的な取組を実施していくことが必要。国は、交替制へ移行する場合にも子どもへの適正な支援が確保されるよう、参考事例を収集し提供することが必要。また、交替制における施設職員の専門性の確保や資質の向上を図るため、交替制施設における子どもへの支援、とりわけ職員間の連携・協働のあり方について参考事例を収集し、提供することが必要。

- ④ 関係機関等との連携強化：児童相談所、学校・市町村等地域、児童福祉施設・少年院、家庭裁判所、警察などの関係機関との連携を強化することが重要。

イ 改正少年法に関連した課題

- ① 医療的ケアにおける人的・物的体制の整備・拡充：医療的ケアの必要な児童が児童精神科医等の専門家による十分な医療的措置が受けられるような体制整備・拡充を図ること。(付帯決議より)
- ② 委託一時保護体制の強化：重大事件を起こした触法少年の一時保護への協力(10・26総務課長通知より)

ウ 「中間とりまとめ」での指摘

- ① 職員の専門性の強化・支援方法の確立：児童自立支援施設については、被虐待経験や発達障害がある子ども等の特性に応じた教育的・治療的な支援を行うため、職員の専門性を高めることや、その支援方法の研究・確立を行うことが必要である。
- ② 関係機関との連携強化：少年院等との交流研修等の推進により、関係機関との連携を進める必要がある。

(2) 充実・強化すべき主な課題に対する具体的施策

ア 自立支援機能の充実・強化

- ① 支援プログラムや支援方法の確立等のための調査研究
- ② 職員研修の充実
- ③ 個別支援ができる個別寮や個別対応室などの設置のための整備計画の策定

イ 学校教育実施の推進

① 施設職員を教員として有効活用

全国の児童自立支援施設における実施状況は、報告書で示されているように約半数の実施に止まっている。導入を妨げている大きな原因の1つが地方公共団体（市町村）における教員（人件費）の確保である。

それを解決するためには施設の学習指導担当職員を教育委員会から非常勤講師として委嘱を受けて学校教育を行うことが可能になれば教員の確保がしやすくなる。平成13年6月の「児童自立支援施設に入所中の児童に対する学校教育の実施について」の通知により、国家公務員における兼職は可能である。したがって、現在、国立児童自立支援施設においては、教員資格を有している教官が教育委員会より非常勤講師の委嘱を受けて学校教育を行っている。

地方公務員の場合においても、「同一地方公共団体内の兼職である限り、一般職相互間、一般職と特別職との間のいずれの兼職であっても、また、同一の任命権者の下の職の兼職であっても、異なる任命権者の下の兼職であっても、本条の許可および職務専念義務の免除は不要というべきである。」との解釈に基づき、兼職は可能である。したがって、指定都市などの同一の地方公共団体内であれば、施設の学習指導担当職員が学校の非常勤講師になることは可能である。

では、都道府県と市町村という異なった地方公共団体間での兼職は不可能なのであろうか。国と地方公共団体及び同一の地方公共団体での兼職が可能であれば、異なった地方公共団体間での兼職であっても身分は同じ地方公務員であり、可能との解釈は成り立つのではないのか。厚生労働省は、異なった地方公共団体間であっても、施設の学習指導担当職員を教育委員会から非常勤講師として委嘱を受けて学校教育を行うことが可能になるように、文部科学省と協議してもらいたい。（私見）

② 子どもに応じた個別のプログラム・教育計画に基づく個別支援の充実

ウ 施設機能の拡充

① 児童家庭支援センター設置などによる相談機能の拡充

児童自立支援施設が、児童家庭支援センターを附置するなどにより、これまで蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施し、社会的な要請に応じていくことは、社会の信頼を高めていくこ

ともになり実施への期待は大きい。(報告書)

② アフターケアなどとしての通所機能の拡充

今後、通所支援機能の充実を図っていくためには、例えば退所直後の子どもを家庭から一定期間施設に通所させて、家族調整などを行いながら円滑な社会生活への移行を図るような取組などをモデル的に実施していくことも必要である(報告書)

エ 職員の人事システムについて

① 人事システムについての指針の策定

児童自立支援専門員等の人事については、「寮舎の安定的な運営を図るためには10年程度の経験が必要である」と言われており、また、職員の専門性を確保する観点からも、地方公共団体は、経験の蓄積により、より専門的で効果のある支援が図られるよう在任期間について考慮するとともに、児童福祉関係経験者又は児童自立支援事業に熱意のある者の配置などに配慮をすることが必要である。児童自立支援施設が、いかにその力を発揮できるかは職員の資質にかかわっているものであり、児童自立支援施設に相応しい人材をいかに獲得し、養成していくかは極めて重要な問題である。地方公共団体は、このことを十分認識して、児童自立支援施設の体制づくりと運営に当たらなければならない。また、国においても地方公共団体に対して、指針を示す等により必要な助言・指導を行うことが必要である。(報告書)

職員が長く勤められるよう環境の整備を図るとともに、児童福祉分野だけではなく、他の社会福祉に関する分野も経験できるようにする等の工夫も検討する必要がある。(中間とりまとめ)

オ 小舎夫婦制の維持・充実・強化及び交替制寮舎の充実・強化

① 夫婦制・交替制における参考事例の収集・提供

② 小舎夫婦制の維持・充実のための夫婦を対象にした養成

③ 専門里親のプロ化

エ 関係機関等との連携強化

- ① 少年院等との交流研修等の推進による関係機関との連携強化

オ 医療的ケアにおける人的・物的体制の整備・拡充

- ① 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業（20年度概算要求）による医療的ケアの強化

2. 社会的養護全体に関連した具体的施策について（提案されていない事項を中心にして）

(1) 家庭的養護の拡充

ア 里親制度の広報啓発

- ① TV（NHK連続ドラマ）などを活用した里親制度のPR
- ② 里親推進月間におけるキャンペーンの実施

退職直後の世代をターゲットとしたPR、ファミリーサポート事業の登録会員や福祉施設職員退職者等の児童福祉分野に関わっている者への啓発、福祉分野を学ぶ学生や福祉関連の資格取得を目指す者への里親に関する教育等により里親制度の普及啓発活動を国民運動として進める。（中間とりまとめ）

イ 施設におけるケア単位の小規模化の推進

- ① 多様な小規模施設（地域小規模乳児院、地域小規模情緒障害児短期治療施設など）のモデル設置
- ② 小規模施設の設置・運営の弾力化（地域小規模児童養護施設などを異種施設でも設置・運営を可能にする）

このような種類や運営面の拡充によって、乳児院においても、小規模養護（児童ホーム）、小規模母子（母子ホーム）、小規模情短（心理療育ホーム）の設置運営が可能となれば、現在、精神的・情緒的な問題をもった乳幼児を対象にした情緒障害児短期治療施設は全国でも数少なくそのニーズに対応できていないが、小規模情短の設置運営することによって、精神的・

情緒的な問題をもった乳幼児についてもケア・支援が可能になる。また、乳児院に入所している乳幼児の保護者の中には養育スキルが不足している者や精神的な問題を抱えている者が存在し、母子ともにケア・支援をすることが効果的なケースもある。こうしたケースに対して、乳児院で母子ホームが設置・運営されていれば適切な対応が可能になる。

このように各施設がそれぞれの特色を持った小規模施設を設置・運営できるようになることは、個々のケースの多様なニーズに対して対応が可能になり、子どもへのケアの連続性の確保や子どもの発達に道すじに応じたケア・支援の確保に結びつくものであり、子どもの健全な発達のための最善の利益を確保するための対策の1つとなる。

また、このような多種の小規模施設を設置・運営できるようになれば、法人・施設に対してインセンティブを与えることになり、子どもの権利擁護を念頭に据えて運営している意欲のある法人・施設は多種のホームの設置・運営に乗り出し、施設の機能強化・拡充が図られる。この機能拡充が進めば、やがては、例えば乳児院と児童養護施設とが統合されるなど、現在ある施設種別が再編成されていくことにつながると推察できる。(資料2 参照) (私見)

③ 本体施設からバックアップするためのスーパーバイズ機能などの専門的機能の強化 (基幹的職員の配置など)

小規模化することによって、子どもに対する個別的な対応が可能となり、個々の子どもが抱えている課題を把握しやすくなる一方、密な人間関係の中で子どもの自己表現が顕著になる。これらの子どものニーズに的確に対応できる職員の専門性の確保や職員をスーパーバイズするための仕組みが必要である。(中間とりまとめ)

(2) 施設機能の見直し

ア 施設における夜間体制の強化

① 里親や学生ボランティアなどの積極的活用

施設における夜間の職員配置は薄く、子どものニーズに応えていない状況にある。家庭生活であれば夜は一家団欒の時間であり、情緒を安定させるなど心が癒される時間であり、子どもが職員とのふれあいを一層求めている時間帯である。すなわち支援の効果が期待できる時間帯である。したがって夜間における職員配置の拡充などによりケア・支援体制の充実・

強化が必要不可欠である。この点についてはケア・支援の効果をあげるためにも是非とも職員体制の改善を図るべきである。

現状を少しずつでも改善していくために、職員以外でも里親や学生ボランティアの活用を図り、夕方から夜の時間帯における支援を補助してもらうようなシステムの導入について検討したらどうか。

現在、どの施設でも大学からの実習生の受け入れ、実習指導を行っている。年間を通して、この実習生を2週間程度受け入れ指導していく施設側の負担は大きい。その割には学生に対する効果をあげているとは思えない。そうであるとすれば、例えば、継続的に学習ボランティアとして子どもの学習を支援してもらい、それをもって実習単位とするようなしくみはできないだろうか。制度化されれば、子ども・施設側、学生・大学側双方にとってメリットがあり、施設側としても受け入れのための選択肢が増え、受け入れやすくなるのではないのか。(当然受け入れられない場合があることも承知している)また、その学生が退所後も継続的に学習ボランティアとして関与してもらうことが可能であれば、子どもの家庭復帰後のアフターフォローにもなる。

このように、実習単位の修得などのインセンティブを与え、子どもの支援に学生ボランティアを積極的に活用していく方法もあるのではないのか。学生ボランティアを積極的に活用していくことが、ひいては、社会的養護を担っていく人材の養成につながるのではないのか。

里親の場合も同様に、児童を受託することはできないが社会的貢献をしたい里親(団塊の世代などを里親登録し活用する)がいるので、幼児の就寝時の添い寝や絵本の読み聞かせなどの補助的なケア・支援であれば可能であり、活用を図るべきである。そのためにもモデル的に実施し検討したらどうか。夜間に生徒間での問題が発生している今の施設の現状を踏まえると、夜間の支援体制の充実・強化は最も重要な課題の1つである。(私見)

イ 治療的ケアが必要な幼児に対応できる体制整備

① 地域小規模情緒障害児短期治療施設のモデル実施

情緒障害児短期治療施設については、心理療法やグループ療法等の治療的なケアを必要とする子どもを支援する施設として、高度な専門的支援を実施する。

このため、入所機能だけではなく、通所・外来機能の充実等を図り、その施設に入所する子どもに限らず、家庭や児童養護施設等の子どもを含めた治療的・専門的な支援を行うべきである。また、*幼児期から思春期まで、治療が必要な子どもの*

ケアに対応できる体制とすべきである。(資料1を参照)(中間とりまとめ)

(3) 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立

ア 児童相談所のアセスメント機能の強化

① 子ども自立支援計画ガイドラインや子ども家庭総合評価票の有効活用

厚生労働科学研究により、子ども家庭総合評価票が電子化され、有効活用するため本年度の児相長会議で配布された。このような研究成果を活用して子どものアセスメント及び自立支援計画策定を実施していくことは、例えば入所時における子どもの状況と退所時における子どもの状況を評価することにより子どもの変化について客観的に把握できることが可能になり、そのデータを蓄積し分析・検討することによって計画の有効性や支援の効用などについて検証することができるようになる。(私見)

イ 家庭支援機能の強化

① 心理治療的なデイケア事業の創設

施設退所後の子ども・保護者に対するアフターフォローアップや心理的な問題を抱えている親子に対する在宅支援として、地域交流スペースなどを活用して、親子のニーズに応じて親子が自由に利用できる心理治療的なデイケアを行うような事業を創設することも有効ではないか。(私見)

② 家族療法事業の拡充(親子短期支援事業(仮称)の創設)

親子デイケアだけではなく、親子ショートステイ・トワイライトステイといった家庭支援・在宅支援事業を実施することも有効と思われる。例えば、乳児院などの児童福祉施設に設置している親子訓練室等を活用して、軽度な虐待あるいは育児ノイローゼぎみの親と子どもとのショートステイによる、あるいは夜泣きに悩んでいる親子のトワイライトステイによるメ

ンタルケア、育児及び家事支援等を行う、といった親子短期支援事業（仮称）を創設したらどうか。あるいは家族療法事業を拡充することによって対応することも可能であろう。施設の蓄積したノウハウを提供することができる事業を創設し支援することが必要である。（私見）

③ 家庭養育補完事業（仮称）の創設

支援だけではなく、補完的機能を活用するような事業を展開することも必要ではないだろうか。具体的にいうと、身体的疾患や精神的な障害があり、毎日連続して養育ができない保護者など、その保護者の状況によって子どもを毎週数日間施設で預かるといった子育て家庭の養育を補完するような家庭養育補完事業（仮称）を創設することである。

現在、子育て短期支援事業など利用契約により提供している施設機能は、支援機能だけである。次の段階として、補完機能を提供できる事業を創設して、利用契約の範囲を補完機能まで拡充したらどうか。（私見）

ウ 関係機関等の連携による退所後のフォローアップ体制の強化

① 主任児童委員の活用、拡充等による見守り支援・立ち直り支援の強化

（退所後の支援）については、社会的養護の下にいる間から、子どもが社会で自立して生活していけるよう、その社会性の獲得や自立に向けた支援を念頭において支援を行うことは当然である。これに加えて、社会的養護を必要とする子どもたちは、施設等を退所した後も、社会で自立していくに当たって、様々な課題を抱える可能性が高いことから、その就職や進学に当たり、また、就職や進学した後も、地域で関係機関等が連携を図りながらその支援を行う体制が必要である。（中間とりまとめ）

施設退所後のアフターケアについて、施設は、学校、市町村、要保護児童対策地域協議会、児童委員・主任児童委員等の関係機関と連携・協働して実施していくことになる。しかしながら、施設はもちろんのこと、各関係機関とも人的資源が乏しく有効に機能していないのが現状である。例えば、市町村は、役割として、施設退所後の子どもの支援と見守り及び家族の問題の軽減化を担っている。しかしながら、実際にその子ども・家族の支援などを行う人的資源が乏しく、手が届いていないのが実情である。したがって、アフターケアを行ってくれる人的資源の拡充を図る必要がある。具体的にいうと、市町

村・児童相談所との関係や職務内容から、主任児童委員であり、その役割を担ってもらえるまで拡充すべきである。平成16年12月現在で、全国の委嘱を受けた主任児童委員数は20,777人である。将来的には2倍の4万人程度まで主任児童委員を拡充し、地域のサポートシステムを確立するための一翼を担ってもらうことが必要である。(私見)

(4) 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

ア 年長児童の自立支援策の拡充

① 親子訓練室などを活用して退所児童の受け入れを行う実家的機能強化事業の創設(施設機能強化推進費事業に付加)

施設を退所した子どもは、結婚・出産・育児等に関して自信を持つことができず、相談する相手がいない場合も多いことから、このような際の相談先として、児童養護施設等がいわゆる「実家機能」の役割を果たす必要がある。(中間とりまとめ)

(5) 人材確保のための仕組みの拡充

ア 施設長・施設職員の要件の明確化

① 国家資格化を視野に入れた施設長・施設職員の要件の適正化(児童相談所長・児童自立支援施設長あるいは児童福祉司・児童自立支援専門員と同等程度の要件)

今日、施設に入所している子どもの中には発達上、資質上の問題を抱えている子どもや複雑な家族関係をもったケースなどが増加しており、それに対応できる専門性を持った職員を確保するためには、任用資格から国家資格にする必要がある。例えば、児童福祉司、児童指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員を統合して児童福祉師(仮称)という国家資格を創設することによって、医師の資格が治療の質を担保するのと同様に、ケア・支援の質の担保が可能になる。その際には更新制を導入して、虐待など不適切な対応をする不適格者を排除し常に専門性のある職員が確保できるようなシステムをつくることが重要である。今すぐ制度化することは難しいとしても、この点を視野に入れ、勘案しつつタイミングを見計らいな

から国家資格化していくべきである。この実現によって、児童福祉におけるソーシャルワーク・ケアワークの専門家を確保することができるようになる。将来的には、公的施設や機関における人事的な措置が難しくなる反面、民間からの派遣職員の活用などが可能になる。(私見)

(6) 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策

ア 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備

① 第三者による児童に対する定期的かつ必要に応じたアンケート調査などの意見表明の機会の確保（施設内虐待の発生予防）

子どもの権利擁護を推進するために、国立児童自立支援施設では、主管課の参加・立会いのもとに、年2回、子どもに対して権利擁護に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ支援の改善に努めている。具体的な支援内容などの改善に結びついており、これについても一定の効果をあげている。このようなアンケート調査を行うようなシステムを確立することも、子どもの意見表明の機会を確保するとともに、施設での不適切な養育を予防し権利擁護を推進する上で有効ではないだろうか。(私見)

イ 施設内虐待等に対する対応

① 施設内虐待が起きた施設における子どもの保護・支援および施設の再建のあり方についての研究

(7) 社会的養護体制の計画的な整備

ア ケアの質の向上のための計画策定

① 社会的養護関係団体及び各団体・施設におけるケアの質の向上のための行動計画づくり

人材育成やケアの質の向上を図り、施設間の格差を縮めることは、個々の施設等の努力だけでは限界があることから、社会的養護を担う里親や児童福祉施設等に係る関係団体は、支援のための工夫やプログラムの情報交換や交流研修等により、

会員等に対する働きかけを強め、人材の育成やケアの質の向上に積極的に取り組むべきである。(中間とりまとめ)

今の社会的養護の現状を考えれば、社会的養護体制を着実に充実強化していくために、社会的養護に属する各関係団体が協同して、次世代育成支援行動計画同様に、社会的養護に関する目指すべき具体的な目標を定めた行動計画を策定して、取り組んでいくことが必要である。

現在、各団体が協同して取り組んでいる事業、研修、研究などはないに等しい。各団体が独自に取り組む方がいいものと、協同して取り組む方がいいものがある。したがって、協同して取り組むべきものについては、中・長期行動計画を策定して、実施すれば必ずと成果はあがると思われる。(私見)

資料1

これからの要保護児童に対する主なケア・支援機関(案)

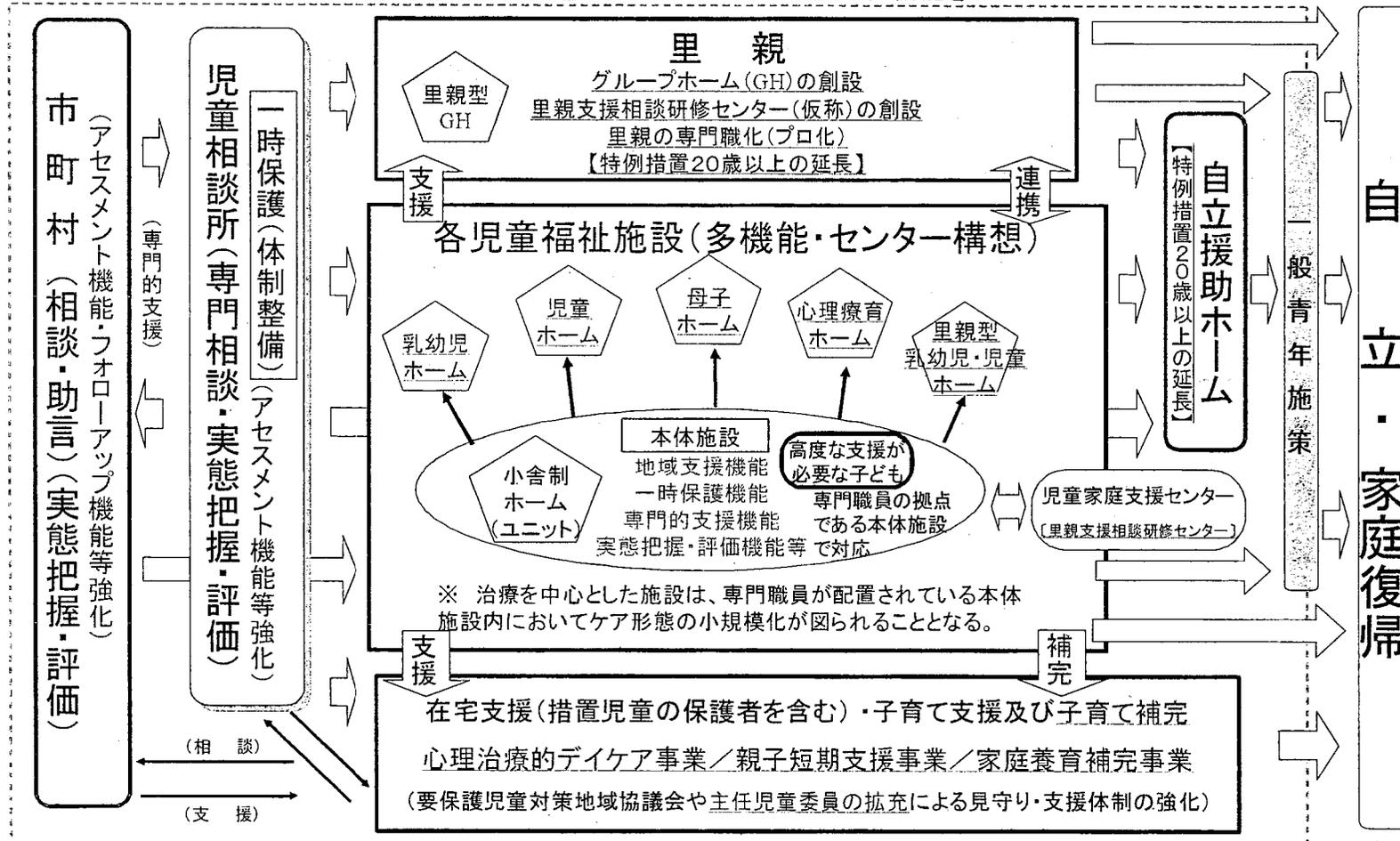
児童 (年齢) 児童 (ニーズ)	乳児 (0才)	幼児 (1～6才)	少年 (7～11才)	少年 (12～20才)	青年 (20才以上)
・適切な養育	・養育里親 ・乳児院(乳幼児ホーム) ・母子生活支援施設(小規模分園型)	・養育里親 ・里親型グループホーム ・乳児院(乳幼児ホーム) ・児童養護施設(小規模養護) ・母子生活支援施設(小規模分園型)	・養育里親 ・里親型グループホーム ・児童養護施設(小規模養護) ・母子生活支援施設(小規模分園型)	・養育里親 ・里親型グループホーム ・児童養護施設(小規模養護) ・自立援助ホーム ・母子生活支援施設(小規模分園型)	【特例措置】 ・養育里親 ・自立援助ホーム
・適切な養育 ・心理的ケア	・専門里親 ・プロ里親 ・乳児院(乳幼児ホーム)	・専門里親 ・プロ里親 ・乳児院(乳幼児ホーム) ・児童養護施設(小規模養護)	・専門里親 ・児童養護施設(小規模養護)	・児童養護施設(地域小規模) ・自立援助ホーム	【特例措置】 ・養育里親 ・自立援助ホーム
・適切な養育 ・心理治療 ・行動に関する治療	・プロ里親 ・心理療育ホーム	・プロ里親 ・心理療育ホーム	・情緒障害児短期治療施設(心理療育ホーム) ・児童自立支援施設	・情緒障害児短期治療施設(心理療育ホーム) ・児童自立支援施設 ・(少年院)	(少年院)
・適切な養育 ・心理治療 ・行動に関する治療 ・要医療(精神科)	・心理療育ホーム ・(医療機関)	・心理療育ホーム ・(医療機関)	・情緒障害児短期治療施設(心理療育ホーム) ・児童自立支援施設 ・(医療機関)	・情緒障害児短期治療施設(心理療育ホーム) ・児童自立支援施設 ・(医療少年院) ・(医療機関)	・(医療少年院) ・(医療機関)

※ 1: 主なケア機関について整理したもの(障害に対するケアについては、本表には含まれていない)
 2: この表は「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の提出資料に手を入れたもの

資料2

これからの社会的養護体制(案)

= 各児童福祉施設を基幹施設(センター)とし、多機能をもつ =



は、保健・医療・教育機関などの支援・連携

青字は新たに事業化・制度化あるいは充実・強化する内容

※ この図は「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書の「これからの社会的養護のあり方(案)」に手を入れたもの

「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」

報 告 書

平成18年2月

目 次

●報告書（本文）

はじめに	1
1. 児童自立支援施設における自立支援についての基本的な考え方	2
2. 自立支援機能の充実・強化	5
3. 施設の運営体制	13
4. 関係機関等との連携	17
5. 児童自立支援施設の将来構想	20
おわりに	21

●別添

○児童自立支援施設のあり方に関する研究会検討課題	22
○児童自立支援施設の施設数、定員、現員の推移	23
○児相相談件数・警察少年相談件数・児童自立支援施設在籍数・ 少年院新収容者数	25
○児童自立支援施設における家庭裁判所の決定による措置児童の割合	26
○児童自立支援施設における中卒児童数の推移	27
○児童自立支援施設における施設長等の任用資格要件及びその任用状況	28
○小舎夫婦制の施設数（推移）	29
○児童自立支援施設のあり方に関する研究会開催経過	30
○児童自立支援施設のあり方に関する研究会委員名簿	31

「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書

はじめに

近年、家庭や地域における養育機能の低下など子どもを取り巻く環境は大きく変化し、児童虐待の増加、学校現場における学級崩壊、いじめ、不登校・ひきこもりといった問題、重大な少年事件の発生など、子どもの問題が一層深刻化しており、社会的支援を必要とする子どもの範囲が拡大し、かつ複雑多様化する傾向にある。

このような子どもの問題、特に少年非行問題に対応する児童福祉施設の一つとして児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法の改正により、「教護院」から「児童自立支援施設」に名称を改めるとともに、対象となる子どもを拡大し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」を新たに加え、その機能面においては、入所している子どもを教育・保護（教護）するだけでなく、通所機能や家庭環境の調整機能などを充実し、自立支援をさらに強化するものとした。

また、平成15年の児童福祉法の改正における「地域支援の努力義務化」、さらには「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の報告書などを踏まえ、平成16年には児童福祉法の改正による「アフターケアの義務化」、それに伴って行われた最低基準改正による「自立支援計画策定の義務化」など、制度面からの施設機能の強化が図られたところである。

改正後の児童自立支援施設の状況をみると、入所している子どもの長期的減少傾向が続く中、一方では、虐待を受けた経験や発達障害等を有する子どもの割合が増加する傾向にあり、また、寮舎の運営形態においては多数を占めていた伝統的な小舎夫婦制が減少し、交替制へシフトする施設が増えるなど、施設の様相が大きく変化しつつある。

一方、相次いだ年少少年による重大事件への対策として、非行少年に対する処遇機関である少年院においては、14歳未満の少年であっても入院を可能にするという内容などを含んだ少年法及び少年院法の改正の動きがある。この点は、従来、14歳未満の触法少年等については児童自立支援施設等の児童福祉領域が対応してきたものを、少年院における処遇にも道を拓くことに改めようとするものである。

児童自立支援施設は、このような変化や動向の中で、改めてその存在意義が問われており、将来を見据えた今後のあるべき方向について根本的な見直しをすべき時期にきている。

こうした状況の中で、児童自立支援施設は、定員開差（定員と現員の乖離）を改善するための運営のあり方、学校教育の適切な実施、虐待を受けた経験のある者や発達障害等を有する者などに対する支援・援助における専門性・援助技術・援助方法の向上の方策について検討する必要がある。そして、児童自立支援施設を適切に運営し、子どもに対する的確な支援・援助を行っていく上で、現在の施設長・児童自立支援専門員等の資格要件や人事システムなどの問題が指摘されており、その見直しが強く求められている。また、一部の地方公共団体から、施設運営の民間委託の要請がなされており、これに対して児童自立支援施設の公共性や特性を踏まえた検討を行い、基本的な考え方を示す必要がある。

本研究会は、このような認識の下に、児童自立支援施設の機能の充実・強化のあり方を検討して、その課題解決に向けた取り組むべき方向性や将来的な構想などを打ち出し、児童自立支援施設機能の充実・強化を図ることを念頭に置きつつ、児童福祉分野における少年非行対策の充実・強化を図るために設置されたものであり、幅広い専門的見地から8回に亘り協議を重ねてきた。

本報告書は、本研究会における議論を踏まえ、これからの児童自立支援施設のあり方について、当面早急に取り組むべき課題を中心に、取組の方向性を可能な限り具体的に整理したものである。

1. 児童自立支援施設における自立支援についての基本的な考え方

児童自立支援施設における支援については、子どもの健全な発達・成長のための最善の利益の確保など子どもの権利擁護を基本として、子どもが抱えている問題性の改善・回復や発達課題の達成・克服など、一人ひとりの子どものニーズに応じたきめ細かな支援を実施することが重要である。

そのためには、次のような基本的な考え方に立脚し、施設運営や自立支援を行うことが必要である。

①施設での支援・ケアにおいては、入所している子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、集団生活の安定性を確保した支援・ケアが重要となる。そのためには、施設内での生活といった限定された時間的・空間的な枠組みの中で、規則の押し付けや管理のためではなく、子どもの自立を支援・推進するための一定の「枠のある生活」とも言うべき支援基盤が重要であり、子どもの権利を擁護するためにも、その支援基盤を確保する必要がある。

②子どもの発達段階や個別性などに応じた衣食住等を保障し、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てる家庭的・福祉的なアプローチによって「育て直し」を行っていくことが重要である。

③こうした子どものニーズに適合した安心感のある生活の中での支援・ケアを通して、一人ひとりの子どもを受容し真摯に向き合い、子どもと職員との間で愛着関係・信頼関係を育み、深めていくことが重要である。そのために職員は、どのような場面でどのような言葉かけや関わりが必要なのかなどについて、深い理解を持つ必要がある。

④施設は、施設が有している生活・支援・ケア・教育・治療機能などすべての機能を活用して、子ども自身が、健康な心身を育む力、自己肯定感などを育み自分を大切に自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、非行といった行動上の問題などを解決・改善していく力、社会的スキルの獲得など基本的な生活を営む力などを身につけていくように支援していくことが重要である。

⑤入所している子どものみならず、その保護者や家族に対しても、その状況に応じて、家庭復帰や家族の養育機能の強化を図るために、関係機関と連携しつつ、信頼関係を構築し、協働・支援・調整を行うことが重要である。

⑥子どもの支援・援助に当たっては、体罰、言葉の暴力、あるいは差別や子ども間のいじめ、暴力があってはならないことはもとより、子どもがひとりの人間として尊重され、適切な支援・援助が提供されるよう配慮する必要がある。そのため、苦情解決の仕組みなど、子どもの意見・意思が表明でき、それを考慮した援助活動のできるような関係性の構築と環境づくりが重要である。

⑦近年、入所している子どもの多くが、虐待といった身体・生命や人格に及ぶ権利侵害を被り、入所に至っている現状がある。このような虐待を受けた子どもの多くは、その影響が大きな要因の一つとなり、非行行為に及ぶということが多く見受けられる。施設においては、このような子ども達の状況・被害性についても十分理解して支援に当たることが大切である。

⑧施設は、日常的に地域住民や関係機関との交流によって相互理解を深め、より地域社会に根ざした施設となるよう運営することが、退所した子どもを地域全体で見守っていく体制を構築する上でも重要である。そのためには、地域での講習会の講師を務めるなど地域住民の福祉ニーズに対応したサービス提供が展開できるよう運営することが必要である。

以上のような基本的な考え方にに基づき、適切な自立支援を行うため、これまで施設は、子どもや職員が施設を中心にした特定の生活環境・空間、生活時間という限定された枠の中で、生活や学びなどを共に行い、子どもの持つ生活力や子ども集団の持つ力を活用し、子ども同士あるいは職員と子ども、職員同士など相互に影響し、高め合いながら、よりよい問題解決を図り、自立する力を形成していくといった生活を基盤にした全人的な支援やケアを展開してきた。

しかしながら、現状においては、このような機能を発揮することが困難になってきている施設も見受けられるが、これらの施設については何よりも、本来施設が持つべき中心的機能の回復や充実を図る必要がある。

このため、児童自立支援施設は、自立支援の基本理念を再確認し、必要な取組を行っていくとともに、発達障害等の新たなニーズにも対応できる自立支援の体制を築いていくことが求められている。

特に、支援を担う専門性の高い人材の確保と質の高いサービスを提供できる施設の整備が重要であることは言うまでもない。

これらを踏まえつつ、児童自立支援施設は、児童福祉施設全体の中での役割等を再確認しながら将来のあり方を見据え、次のような自立支援機能の充実・強化及び施設の運営体制の充実・強化を図っていくことが必要である。

2. 自立支援機能の充実・強化

(1) 支援技術・方法について

○アセスメント及び自立支援計画策定のあり方

・子どもへの適切な自立支援を行うために第一に必要なことは、子ども、家庭、学校、地域社会等の状況を総合的にアセスメントし、理解することであり、その上で、自立支援計画を策定することである。

・アセスメント及び計画策定、計画の実施状況の把握・評価、見直しにおいては、児童相談所から提供されるケース情報や援助指針及び施設生活で得られた情報などを有効に活用するとともに、「子ども自立支援計画ガイドライン」で示された「子ども家庭総合評価票」などを積極的に活用し、的確なアセスメントや自立支援計画策定を行うことが必要である。また、施設の内外より適切なスーパーバイズ（専門的な助言指導・教育訓練等）を受けることが求められる。

・その際、施設職員はもとより児童相談所など関係者と十分に協議することが重要である。また、子ども自身や親（保護者）を参加させ、必要な情報を提供し、意見・意向を聴くとともに、それを尊重することが必要である。

・さらには、定期的かつ必要に応じてケース検討会議などを開催するといった児童自立支援施設と児童相談所との協働による計画策定のためのシステムづくりを行うことが必要である。

○集団生活において個別の支援・援助が必要となった場合の支援・援助のあり方

・児童自立支援施設においては、集団生活の中で家庭的・福祉的アプローチにより個別のニーズに応じた支援・援助を行っている。子どもが自らの課題に安心して取り組めるような生活環境の維持・整備が大切であるが、この支援・援助の過程において、子どもの中には、集団生活における不適応行動や無断外出などの行動上の問題などにより精神的な混乱が生じ、感情のコントロールが難しくなるなど、精神的に不安定な状態を呈することがある。

・このような場合、子ども自身の混乱が深刻化するばかりではなく、他の子どもへの影響も大きくなり集団生活の秩序が乱れ、施設機能が発揮できなくなることもある。

・このため、子ども自身が集団生活から距離を置き、精神的に落ち着きを取り戻して安定することができる養育環境と個別支援が必要であり、より効果的な個別支援ができる環境設備として個別寮や個別対応室などの設置が望まれる。特に、施設の改築や改修等を行う際には、この整備の促進が求められる。

○被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアを要する子どもの支援・援助のあり方

・近年、入所している子どもの中に被虐待経験や発達障害等を有する子どもが顕著となっており、従前にも増して個々の子どもの特性に応じたきめ細かい支援・援助が必要となっている。

・このような中、児童自立支援施設がこれまで実践してきた「枠のある生活」の中での支援・援助方法が、被虐待経験や発達障害等を有する子どもの生活の立て直しや教育的・治療的手法としても効果的な場合があるとの評価がなされるようになってきている。

・このことから、児童自立支援施設のこれまでの支援システムや支援内容・方法を踏まえつつ、支援技術・方法の向上を図るべく、個々の子どもの特性・ニーズに適合する教育的・治療的に構造化された支援方法や非行などの行動上の問題など個々の問題性に対する効果的な改善・回復方法などを、日々の実践の中で検討し、精緻化していくことが必要となっている。

・同時に、被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援・援助においては、支援等に係わる職員と医療・福祉・教育など外部機関のスタッフが情報を共有化し、緊密な連携を図り対応することが不可欠であり、そのためにも、専任医師の配置や外部の医療機関との連携・協力体制などを整備することが必要である。

・しかしながら、児童精神科医の絶対数が少ないことから、施設が大学・医療

機関等と連携し、医師の養成・研修の場を提供するなど積極的に人材の確保に取り組むべきである。

- ・また、施設職員が入所している子どもの心理的・医学的問題などに適切に対処できるよう研修等の充実を図るなど専門性を高めていくことが必要である。

- ・なお、心理療法担当職員の配置が強く求められるが、特に、複数の常勤職員を配置することにより、集団で行うグループワーク、個別的なカウンセリング・個人療法などが的確に実施されることが期待される。また、心理療法担当職員が心理療法を効果的に行うためにも心理療法室の設置が望まれる。

- ・国は、被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援を効果的に行うための調査・研究を行うとともに、先駆的な取組事例の収集、紹介などを行うことが必要である。

○自らの行った非行行為と向き合う取組を通じた自立支援のあり方

- ・加害行為を行った子どもについては、そこに被害者が存在することを踏まえ、自分の行った非行について振り返りを行い、きちんと向き合うことが、将来、自立していく上で必要である。

- ・また、こうした取組は、被害者への配慮という観点からも重要である。

- ・子どもの中には、これまでの育ちや人間関係の中で、自分自身が周囲から被害を受け続けている者も相当いるが、受けた被害についての正しい認識を持っていないこともあり、自分の行った加害行為の問題性についても受け入れることが難しい者も少なくない。このような場合には、まずは自分自身の被害性を受け止め回復を図る中で、他者の苦悩などが感じられるようになり、被害を受けた当事者や地域社会に対して責任を果たそうとする態度を形成していくことは、真に社会的規範の内面化にも結びつくものである。

- ・取組を行うに際しては子どもの心の成長・発達状況などを慎重に見極めることが重要であり、子ども自身が加害性や被害性を受け止めることができる年齢・発達段階や子ども自身の状態への配慮を欠いた取組が、かえって逆効果を招く危険性があることなどに十分に留意し、的確に実施する必要がある。

・実際の取組については、個別指導、個別面接、作文の他、集団講話・グループワーク等により、非行行為だけではなく、親子関係、家族関係、友達関係を含む生活全般の見直しの中で行われているのが実態であるが、子どもの状況に応じて、実施内容・方法、実施スタッフを決めることが重要である。また、子どもの状況によっては、児童精神医学や児童心理学などの専門家の助言や指導を得ることが必要である。

・また、少年院における取組の成果の活用や児童自立支援施設のこれまでの実践を検証・評価するなど、充実に向けた検討・研究が必要である。

○リービングケア（退所準備）のあり方

・入所している子どもが、施設退所後の生活に円滑に移行し、自立した社会生活を送るためには、社会生活に必要な生活技術を身につけるトレーニングや実際に自立した生活体験を積むなどのリービングケア（退所準備）が重要になる。

・そのためには、子どもの個別ニーズに応じたリービングケア（退所準備）を行うことができる自活寮などの設置が必要である。

・リービングケア（退所準備）を行う場合は、適切なアセスメントに基づく課題設定・目標設定を行い、支援内容や方法・期間等を工夫し実施する必要がある。また、取組についての集積・分析を行い、リービングケア（退所準備）の実践モデルやプログラムを研究・開発することも必要である。

・リービングケア（退所準備）においては、子どもの状況に応じて、職場体験・職場実習の実施などにより職業観を身につける取組が重要であり、地域の企業の協力を得ることやハローワークなどとの連携が必要である。また、就職自活している施設出身者の体験談を聞く機会を設けるなどの取組も有意義である。

・リービングケアに当たっては、子どもの退所先と情報を十分に共有し、子どもが適応しやすい環境を整備することが重要である。

○アフターケアのあり方

・アフターケアは、平成16年の児童福祉法の改正で法的に明確化され、新た

に施設目的に加えられた。アフターケアは、入所中の自立支援（インケア）の延長線上に位置付けられるものであり、入所の段階から想定して取り組むべきものである。

- ・このため、アフターケアは、退所後の子どもの自立生活を見通し支援の内容・方法を検討し計画することが重要であり、子どもが地域社会で一定程度自立するまで継続的な支援が望まれる。

- ・また、子どもが躓いたとき、あるいは挫折したときに、子どもの側から気軽に援助を求めることができ、施設の側から迅速に手を差し伸べられるような支援関係を築くことが特に重要となる。

- ・このため、施設は、退所後においても通信（手紙、電話、メールなど）や家庭訪問・職場訪問を定期的かつ必要に応じて実施するなど、子どもとの関係づくりを積極的に行う必要がある。

- ・また、子どもが地域社会で自立した生活を送るためには、これを支える見守りなどの支援体制が必要であり、具体的には、関係者が日頃から施設の行事に参加したり、子どもの一時帰宅中に家庭訪問をしたりするなど、児童相談所、学校、市町村、要保護児童対策地域協議会、児童委員・主任児童委員等と連携して取り組む必要がある。

- ・また、アフターケアにおいては、施設と地域社会の中間に位置し、子どもの社会的自立を支援する自立援助ホームや職業指導等を行う里親、あるいは地域の任意団体・NPO等と連携を図ることが重要である。

○親（保護者）支援・家族支援のあり方

- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、親（保護者）の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援・援助が重要となる。

- ・親（保護者）支援、家族支援を行うに当たっては、措置機関である児童相談所との連携・協力が重要であり、個々のケースに応じて役割分担を行うなど、親（保護者）子への支援の内容・方法、関わり方について、十分な意思疎通・連携を図り、取り組むことが必要である。

- ・被虐待経験等を有する子どもの場合には、親（保護者）自身や親（保護者）子関係を支援・調整の対象としなければならないケースがある。このような場合は、児童相談所等の関係者をはじめ、医療・心理・福祉等の施設スタッフが緊密な連携を図り、それぞれの機能に応じた役割を担い、支援・援助を行うことが必要である。

- ・このような支援・調整を展開するためにも、家庭支援専門相談員などによる家族での宿泊を通じた関係調整や、家族療法を実施するなど家庭環境の調整を図ることが重要である。

○子どもの権利擁護のあり方

- ・施設は、子どもの権利擁護を基本にすえた運営理念・基本方針を明確にし、研修等により職員全員に徹底するとともに、権利擁護を推進するための計画の策定と実施が求められる。例えば、子どもの自由な意見を表明する機会としての「子どもアンケート」の実施や「子ども自治会」の開催、安心した生活を送るための「権利ノート」の配布や「子ども意見箱」・「第三者委員」の設置による苦情解決のための仕組みづくり、支援の質の向上を図ることを目的とした「自己評価」・「第三者評価」の積極的な活用などの取組により、子どもの権利擁護を推進していくことが必要である。

(2) 学校教育について

- ・平成9年の児童福祉法の改正において、学校教育の実施が義務付けられたが、導入状況は58施設中31施設と約半数の実施に止まっている。入所している子どもの自立支援の上で教育権の保障は極めて重要であり、全施設において学校教育を実施すべく国においても積極的に促進を図る必要がある。

- ・学校教育の導入に当たっては、地方公共団体の所管部局や教育委員会、地域などの理解と協力が不可欠であり、関係機関、関係者と緊密な連携を図って取り組むことが重要である。

- ・一方、学校教育においては、入所している子どもの特性や能力及び進路など

に応じた個別の学習プログラム・教育計画に基づく個別支援を充実させていくことが求められる。

・このためには、入所している子どもの特性や能力などに応じて適切に対応できる質の高い職員の配置とともに、発達障害等に対応できる資質を有した教員などの配置が望まれる。また、進路指導や前籍校（原籍校）復学への円滑な対応を図るためにも、連絡会を実施するなど前籍校（原籍校）との緊密な連携が不可欠である。

・また、児童自立支援施設における学校教育は、子どもの総合的な自立支援の取組の中で生きる力を保障することを目的として行われるものであり、生活上の支援と協働して取組まれることが重要である。このような取組を充実させていくためには、学校教育導入後のこれまでの実施状況について検証・評価を行い、学校教育のあり方について検討を重ねることが必要である。また、検討に当たっては、従前、施設が実施してきた学校教育に準じる学習指導の検証も併せて行うことが必要である。さらに、施設職員を教員として有効活用するなどの方策についても検討を行う必要がある。

(3) 施設機能の拡充について

施設機能を拡充するためには、本来担うべき自立支援機能が有効に働き、子どもの自立支援が効果的に展開されていることが前提となる。その上で、施設は、中心的機能に支障が生じない範囲で、次のような機能を拡充することが望まれる。

○相談機能

・平成15年の児童福祉法の改正により「地域相談援助」が位置付けられたが、児童自立支援施設が、児童家庭支援センターを附置するなどにより、これまで蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施し、社会的な要請に応じていくことは、社会の信頼を高めていくことにもなり実施への期待は大きい。

・また、児童自立支援施設が行う相談援助は、施設に対する地域の認識や理解

を深めるための啓発にもなり、本体施設のニーズを高めることにも繋がることから、その利点は大きいと考えられる。

- ・そのため、利用者の利便性を考慮し、児童自立支援施設との連携が可能な場所に児童家庭支援センターなどを設置し、相談援助を行うような取組も考えられる。

○通所支援機能

- ・児童自立支援施設の通所支援機能は、平成9年の児童福祉法の改正により位置付けられ、施設目的に加えられたものである。現在行われている通所支援の多くは、対象となる子どもを施設を退所した子どもに限定し、退所後のアフターケア・フォローアップ的な性格の取組として実施されている。

- ・今後、通所支援機能の充実を図っていくためには、例えば退所直後の子どもを家庭から一定期間施設に通所させて、家族調整などを行いながら円滑な社会生活への移行を図るような取組などをモデル的に実施していくことも必要である。

- ・さらに、通所支援の多様化を視野に入れた通所支援ニーズの把握やあり方についての検討も必要である。

○短期入所機能及び一時保護機能

- ・短期入所については、比較的短期間で自立支援目標を達成することを目的としているが、短期入所によって効果が期待できる入所対象となる子どもはどのような課題を抱えたタイプの子どもののか、支援内容・方法・期間はどのようなものかなど、想定される短期入所のプログラムを研究するなど実施に向けた検討が求められる。その上で、モデル的に実施して検証し、実施に結びつけていくことが必要である。

- ・また、一時保護については、本来、児童相談所の果たすべき役割であり、その充実・強化が強く望まれるところであるが、児童自立支援施設においても、これまで入所を前提としたケースなどについては受けてきた実績があり、可能

な範囲で一定の役割を果たすことが期待されている。ただし、委託一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者に対して、個別の状況を踏まえた説明を行い、可能な範囲で同意を得ることが望ましい。また、対象となる子ども等の要件を明確にするとともに、一時保護を行う職員の研修が必要である。

- ・短期入所及び入所を前提としない委託一時保護については、入所している子どもへの影響も懸念されることから、子ども同士の立場や関係性に配慮した生活を可能とする設備を整備したり、生活の仕方を工夫するなど施設運営に支障のない範囲での受け入れについて検討を行うことが必要である。

3. 施設の運営体制

これまで指摘してきた自立支援機能の充実・強化を図るためには、施設の運営体制を充実・強化することが必要不可欠である。特に「福祉は人なり」と言われているように、児童自立支援施設の目的を達成するためには、人間的にも優れた専門性の高い人材を確保することが極めて重要である。

(1) 施設長・児童自立支援専門員等の資格要件と人事システムについて

○施設長の資格要件・人事システムのあり方

- ・国は、児童相談所長に対して研修を義務化したのと同様に、児童自立支援施設の長などの管理職に対しても研修の義務化を図ることが必要である。また、資格要件について、児童福祉施設最低基準第81条第2号に児童相談所の児童福祉関係経験者を加えて、専門性を確保することが必要である。

- ・施設長の人事について、地方公共団体は、施設長が現場のリーダーとして指導力を発揮し得るよう、児童自立支援施設等の児童福祉関係経験者を一定期間継続して配置するなど配慮をすることが必要である。また、国においても地方公共団体に対して、指針を示す等により必要な助言・指導を行うことが必要である。

○児童自立支援専門員等の資格要件・人事システムのあり方

- ・国は、児童福祉司の任用資格要件が改正されたのと同様に、少なくとも児童福祉に関係したことの無い職員が任用されることの無いよう児童福祉施設最低基準第82条第7号を改正することが必要である。
- ・児童生活支援員は、児童自立支援専門員とほぼ同様の業務を行っているにもかかわらず待遇面に差が生じている施設もあり、その改善を図ることが望まれる。
- ・児童自立支援専門員等の人材の確保、専門性の向上の観点から、国立武蔵野学院における研修等の充実や児童自立支援専門員資格の取得に向けた支援等を行っていくことが必要である。
- ・施設としての本来の機能が十分に果たせなくなっている施設も存在しており、このような施設については、施設機能の回復・再建を図る等の観点から、国は、機能が充実している施設を有する地方公共団体や国立児童自立支援施設から、地方公共団体のニーズに応じて、一定期間出向させる仕組みをつくることが求められる。
- ・児童自立支援専門員等の人事については、「寮舎の安定的な運営を図るためには10年程度の経験が必要である」と言われており、また、職員の専門性を確保する観点からも、地方公共団体は、経験の蓄積により、より専門的で効果のある支援が図られるよう在任期間について考慮するとともに、児童福祉関係経験者又は児童自立支援事業に熱意のある者の配置などに配慮をすることが必要である。児童自立支援施設が、いかにその力を発揮できるかは職員の資質にかかわっているものであり、児童自立支援施設に相応しい人材をいかに獲得し、養成していくかは極めて重要な問題である。地方公共団体は、このことを十分認識して、児童自立支援施設の体制づくりと運営に当たらなければならない。また、国においても地方公共団体に対して、指針を示す等により必要な助言・指導を行うことが必要である。

(2) 寮舎の運営形態について

○小舎夫婦制の維持・充実・強化のあり方

・施設機能の充実のためには、子どもへの支援を一貫性をもって継続的に実施することができる、家庭的な形態の小舎夫婦制の維持・強化を図っていくことが重要である。そのため、国は、幅広い人材を対象とした養成や小舎夫婦制における参考事例のとりまとめなどにより、小舎夫婦制の人材確保や職員の養成を、強化していくことが必要である。

・国は、小舎夫婦制勤務ができる職員を確保し、地方公共団体のニーズに応じて人事交流ができるような仕組みをつくることが望まれる。

・国は、将来的に、非行少年等に対する養育を行ってきた専門里親を職業化して、(職員として)寮舎を受け持つ形態での寮運営の仕組みを検討することが必要である。そのために、モデル的な取組を実施していくことが必要である。

○交替制寮舎の充実・強化のあり方

・近年、小舎夫婦制から交替制へ移行する施設が増えているが、移行後の施設運営が円滑に行われていない施設が少なからず見受けられる。交替制に移行する際は、子どもの発達保障という視点からの検討を尽くし、子ども集団の構成・適正規模や居室等の生活環境に配慮するとともに、子どもの諸ニーズに適切に対応できる職員体制を整備することが重要である。

・また、交替制への移行に当たっては、先行モデル・事例を参考にすることなども必要であり、施設の視察や研修派遣というような取組が求められる。

・職員の育成については、日々の仕事の間を通じて実践的に行うことが有効であり、例えば、寮を単位としてベテラン職員を中心としたチームを組み、そこに新たな職員を受入れ育成していくといった体制整備などが望まれる。

・国は、交替制へ移行する場合にも子どもへの適正な支援が確保されるよう、参考事例を収集し提供することが必要である。また、交替制における施設職員の専門性の確保や資質の向上を図るため、交替制施設における子どもへの支援、とりわけ職員間の連携・協働のあり方について参考事例を収集し、提供す

ることが必要である。

・「子ども・子育て応援プラン」に掲げているように、国は小規模ケアを促進しており、入所している子どもの特性に応じた効果的な自立支援を展開する上でも、寮舎の運営形態については小舎制が望ましい。寮舎の改築や新設に当たっては、可能な限り小舎を整備することが望ましく、大規模な寮舎の整備は基本的に避けるべきである。

(3) 設置運営主体について

・児童自立支援施設は、家庭裁判所の保護処分により入所してくる子どもや自傷・他害を伴う行動障害を有する子どもなども入所しており、安定した集団生活を維持・確保するためには、極めて高い専門性が要求される施設である。また、一度、集団生活が不安定な状況になると、修復を図るために少なくとも半年や一年の期間を要することも少なくなく、その間に、他の入所している子どもから不適切な態度を学習したり、時には無断外出などの問題によって、再非行を行うといった事態を招く危険性も抱えている施設である。

・児童自立支援施設は、このような施設の特性などから極めて公共性の高い施設であり、子どもに対する適切な対応を図っていくためには、施設運営の安全性・安定性・継続性に加えて、職員の専門性の確保が不可欠である。

・非行少年に対する公の責任の観点、施設運営の安定性・継続性の観点、退所した子どものアフターケア、学校教育の円滑な導入、他の福祉施策や関係機関との連携等の観点から、地方公共団体の公設公営原則は堅持することが必要であるとの意見が多数の委員からなされた。一方、民営化により、児童自立支援施設は、地域社会の企業やNPOと協力し、運営諮問委員会をつくるなどにより、効果的な施設運営を図ることができ、また、ボランティアや地域の様々な資源の積極的な活用により、子どもの社会性の向上や施設の活性化にも有効と考えられるとの意見も一部の委員からなされた。また、伝統的に民営で事業を行っている施設においては、様々な実践により、確固とした運営理念が確立されており、子どもへの効果的な支援が図られているが、当該施設からは、民営

で事業を行うには、確固とした運営理念を立て、それに基づいて施設運営がなされることと、そのための財政的基盤が確保されることが必要であるとの指摘がなされた。

・児童自立支援施設の充実・強化を図っていくためには、各般の取組により施設の本来あるべき機能回復と向上を通じて解決を図ることが重要である。その際、民営化を検討の視野に入れる場合には、少年非行対策へのスタンス、公としての責任・対応、児童自立支援施設の役割、民営化する場合に施設機能を維持・強化する仕組みがあるのか、民間と協働する場合にどのような仕組みがあるのか、などを検討することが必要である。特に、財政的基盤のあり方、現行と同等以上の支援の質を確保するための人的配置、公的支援・連携システム、とりわけ、運営に支障が生じた場合の設置者としての責任を持った回復・サポート体制、事件・事故があった場合の対応システム、学校教育の導入・実施、サービス水準を確保するための評価システムなどの諸課題を満たすことができるのかどうかについての検証が不可欠である。

4. 関係機関等との連携

(1) 児童相談所との連携について

・児童福祉の領域における非行問題への取組を充実したものにするためには、児童自立支援施設と児童相談所の双方の専門性の向上が図られるとともに、児童相談所と連携を図ることが極めて重要であり、緊密に連携して、入所の円滑化、親（保護者）への関わり方、退所後のアフターケアの充実を図っていくことが必要である。

・児童相談所側からのケース情報、援助指針などの提供及び児童自立支援施設側からのケース情報、自立支援計画などの提供が十分でなかったり、子どもの入所の動機づけ、家族との調整内容、期間などについて、児童相談所と施設の間で意思の疎通が十分図られていないなど連携が円滑に図られていない場合があるため、相互理解を深め、信頼関係の構築を図る上からも積極的に人事交流や合同研修などを行うことも必要である。

- ・実際、先駆的に人事交流を図って、施設と児童相談所の双方の強化に寄与する取組を行っている地方公共団体も見られることから、連携を深める方法として有効である。

(2) 学校・市町村等地域との連携について

- ・学校教育の導入の推進や教育内容の充実を図るためには、地方公共団体の所管部局と教育委員会との連携、特に施設職員の有効活用や人事交流及び研修も含めた連携のあり方について検討することが必要である。
- ・また、出身学校との連携を深め、例えば、教育委員会等で設置しているサポートチームなどをアフターケアのための社会資源として有効に活用することも有意義であり、地域の実情に応じた連携が望まれる。
- ・最近、被虐待経験や発達障害等を有する子どもなど精神的な問題を有していると思われる入所している子どもが増えてきていることから、適切な診断を受けるためにも医療機関との連携は重要である。
- ・家庭復帰後のフォローアップ体制を構築する上でも市町村と連携することは必要であり、要保護児童対策地域協議会などを有効に活用し、特に児童相談所、学校、警察、市町村、施設間での連携を深めることが重要である。
- ・児童自立支援施設において、医療と福祉との連携、学校と福祉との連携など様々なケース検討会議を積み重ね、連携のあり方を検討し、国は、連携の参考事例等を全国へ発信していくことが必要である。
- ・また、大学や地域との繋がりを強化し、マンパワーや知識の活用を検討していく必要がある。

(3) 児童福祉施設・少年院との連携について

- ・国は、児童自立支援施設と少年院相互において、それぞれの支援技術・方法や連携のあり方について、情報交換を進めていくことが必要であり、そのためにも共同研究、合同研修、人事交流を行うことが必要である。
- ・子どもの退所先として児童養護施設の地域小規模児童養護施設や自立援助ホ

ームを充実し、その活用を図るなど新しい連携の仕組みを検討していくことが必要である。特に児童養護施設等については、児童自立支援施設を退所した子どもの受け入れの円滑化を図るため、連絡協議会や合同研修会などを定期的に開催するなど相互に有効活用できる方策について検討することが必要である。

(4) 家庭裁判所・警察との連携について

・児童自立支援施設に入所するルートは、児童相談所長による措置の他に家庭裁判所の保護処分により入所してくる場合がある。家庭裁判所は、子どもの状況や家庭状況など総合的観点から適切な保護処分について判断を行うが、その場合、家庭裁判所が児童自立支援施設の機能や役割、そして実状について十分に理解をしていることが必要である。

・そのためには、児童自立支援施設と家庭裁判所が情報交換等により相互理解・認識を深めておく必要があり、例えば、裁判官や調査官との定期的な連絡会・合同研修会の開催や時には事例検討会を行うなど、連携・協力体制を構築していくことが重要である。

・家庭裁判所の審判による入所については、入所時期の限定などがあり、行政区域をこえた広域的な入所調整が必要な場合がある。地方公共団体並びに施設は、行政区域を越えて相互活用の協力関係を強化するなど受入体制を整備し要請に応える必要がある。

・また、児童相談所などとともに行う警察との連携は、地域における子どもの健全育成、非行の防止及びその啓発はもとより、退所した子どもの立ち直りを見守る上でも重要であり、地域における児童福祉の観点から協力・連携体制を充実させる必要がある。

(5) 児童自立支援事業に関する広報・啓発について

・児童自立支援施設は閉鎖的であり、どのような支援を行っているのか分からないといった指摘もあり、児童自立支援施設の実践や児童自立支援事業について国民一般に理解をしてもらうことが必要である。

・そのためには、児童自立支援施設の実践等を紹介する出版物の定期的な発刊、あるいはホームページの開設などにより広報啓発を行うことが必要である。

5. 児童自立支援施設の将来構想

(1) 各児童自立支援施設の地域におけるセンター化及びブロックの設定について

・将来的には、各施設に少年非行全般への対応が可能となるセンター機能を設け、非行などの行動上の問題のある子ども、支援の難しい子ども等に対して総合的な対応ができるセンター施設として運営していくことが望まれる。

・また、現在、全国に58の施設が設置されているが、地方公共団体の範囲を越えた地域ブロックを設定し、ブロックごとに連携・支援システムを構築することも望まれる。ブロックによる連携・支援システムにより特徴ある施設運営が期待され、例えば、ブロック単位の強制的措置寮の設置、ブロックを単位とした広域的な入所調整、共同研修や研究、モデルプログラムの共同実施、人材養成や人事交流などの取組が期待される。

(2) 国立児童自立支援施設の総合センター化について

○自立支援機能の充実・強化のあり方

・国立児童自立支援施設は、全国の児童自立支援施設に対して、施設運営や支援におけるリーダーシップを発揮するとともに、効果的な寮運営モデル・実践プログラムなど児童自立支援事業全般に関する研究・開発及びその成果の提供においても重要な役割を担うものである。

・そのため、ここで指摘された支援技術・方法についての開発や精緻化及び相談・通所・短期入所・一時保護機能の拡充などについてのモデル実施など、機能の充実・強化に向けて積極的に取り組むことが必要である。

・また、児童自立支援施設など児童福祉分野で即戦力として業務を担うことのできる人材の養成や派遣、及び現在のニーズに対応できる職員の専門性の強化のための研修などを行うことが求められており、さらにフィールドを有効に活用した養成・研修機能の充実・強化が必要である。

・さらに、児童自立支援事業などの児童福祉や少年非行に関する情報発信センターとしての機能と同時に、大学等の教育機関や地域との連携を深め、子どもに関わる問題、社会的養護などに関する研究及び子育て支援などに寄与することが必要である。

○施設の運営体制のあり方

・上記のような機能の充実・強化を図るため、国立武蔵野学院においては、相談・通所部門などを設置するとともに、養成所においては養成・研修部門の拡充や研究部門を設置し、運営することが望まれる。

・また、国立きぬ川学院においても、養成・研修機能を拡充するとともに相談・通所部門などを設置し、両院が協働して児童自立支援事業等を積極的に推進していくことが重要である。

○将来構想

・将来的には、こうした機能や運営体制の充実を図りつつ、児童福祉施設など社会的養護全体の機能の充実・強化を図るため、地方では支援が困難な子どもに対応できる高度専門的な役割を持つとともに、職員の専門性の向上、新たな技術やサービスの開発・研究・情報の発信を行う総合センターとして国立児童自立支援施設の再編整備が求められている。

おわりに

以上、児童自立支援施設のあり方について、概ね当面早急に取り組むべき課題や方向性を整理した。児童自立支援施設の現状を考えれば、国、地方公共団体や関係者は、子どもの健全な発達・成長のための最善の利益の確保を目指し、設備や体制の充実のために必要な予算措置を含め、まず早急に取り組むべき課題について着実に一つ一つ解決し、具体的な成果を上げることが期待される。その上で今後の取組の状況や将来構想を踏まえつつ、継続的に検討を行いながら、児童自立支援事業を推進していくことが必要である。

別 添

児童自立支援施設のあり方に関する研究会 検 討 課 題

1. 施設の運営体制について

- 施設長及び児童自立支援専門員等の人事異動システム・資格要件等のあり方
- 施設運営全般のあり方

2. 寮舎の運営形態について

- 小舎夫婦制のあり方（維持確保・強化策）
- 交替制寮舎のあり方（充実・強化策）

3. 援助技術・援助方法の向上と研修システム・人材養成について

- 自立支援の援助技術・援助方法のモデル事例の抽出・整理・フィードバックのあり方
- 児童自立支援専門員等の養成のあり方

4. 施設機能について

- 入所児童の減少要因の分析
- 通所機能・一時保護機能・短期入所機能のあり方
- リービングケア・アフターケアのあり方
- 保護者の指導・支援のあり方
- 相談機能（児童家庭支援センターの附置等）のあり方

5. 関係機関等との連携について

- 児童相談所・学校・民生児童委員等関係機関との連携のあり方
- 少年院・法務省との連携

児童自立支援施設の施設数、定員、現員の推移

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率	入所人員	退所人員
昭和						
35	57	5,848	5,197	88.9%	2,641	2,655
36	58	5,995	5,463	91.1%	2,724	2,644
37	58	6,096	5,536	90.8%	2,810	2,818
38	57	6,126	5,282	86.2%	2,707	3,076
39	58	6,169	5,042	81.7%	2,364	2,725
40	58	6,276	4,698	74.9%	2,202	2,324
41	58	6,012	4,559	75.8%	2,166	2,116
42	58	6,017	4,521	75.1%	2,006	1,992
43	58	5,873	4,263	72.6%	1,735	1,937
44	58	5,719	4,072	71.2%	1,840	1,908
45	57	5,538	3,909	70.6%	1,707	1,831
46	57	5,211	3,773	72.4%	1,676	1,721
47	58	5,481	3,506	64.0%	1,574	1,862
48	58	5,487	3,100	56.5%	1,319	1,645
49	58	5,409	2,894	53.5%	1,322	1,488
50	58	5,289	2,844	53.8%	1,471	1,521
51	58	5,344	2,776	51.9%	1,604	1,582
52	58	5,283	2,752	52.1%	1,575	1,669
53	58	5,333	2,792	52.4%	1,759	1,517
54	58	5,247	2,835	54.0%	1,606	1,733
55	58	5,304	2,779	52.4%	1,782	1,757
56	57	5,234	2,895	55.3%	1,925	1,939
57	57	5,146	3,018	58.6%	1,954	1,981
58	57	5,116	2,899	56.7%	2,021	2,047
59	57	5,121	2,826	55.2%	1,941	2,017
60	57	4,989	2,696	54.0%	1,863	2,001
61	57	5,021	2,650	52.8%	1,903	1,848

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率	入所人員	退所人員
62	57	4,945	2,611	52.8%	1,638	1,792
63	57	4,912	2,373	48.3%	1,535	1,772
平成 1	57	4,893	2,280	46.6%	1,580	1,647
2	57	4,893	2,029	41.5%	1,392	1,590
3	57	4,756	1,961	41.2%	1,384	1,392
4	57	4,758	1,903	40.0%	1,234	1,256
5	57	4,658	1,903	40.9%	1,265	1,195
6	57	4,705	1,849	39.3%	1,067	1,233
7	57	4,580	1,755	38.3%	1,212	1,222
8	57	4,580	1,779	38.8%	1,200	1,123
9	57	4,582	1,828	39.9%	1,373	1,335
10	57	4,844	1,998	41.2%	1,394	1,277
11	57	4,510	1,862	41.3%	1,278	1,374
12	57	4,374	1,790	40.9%	1,248	1,291
13	57	4,210	1,794	42.6%	1,257	1,278
14	57	4,211	1,659	39.4%	1,178	1,295
15	58	4,363	1,714	39.3%	1,298	1,208

出典：1. 施設数、入所定員、在籍児童数は「社会福祉施設調査報告」
[昭和35年～46年は各年12月31日現在、昭和47年～平成15年は各年10月1日現在]
2. 入所人員、退所人員は「厚生省報告例」（年度累計）

○入所率が最高の年：昭和36年度 91.1%

○入所率が最低の年：平成7年度 38.3%

児童自立支援施設の入所児童における虐待を受けた 子どもの割合

59.7%

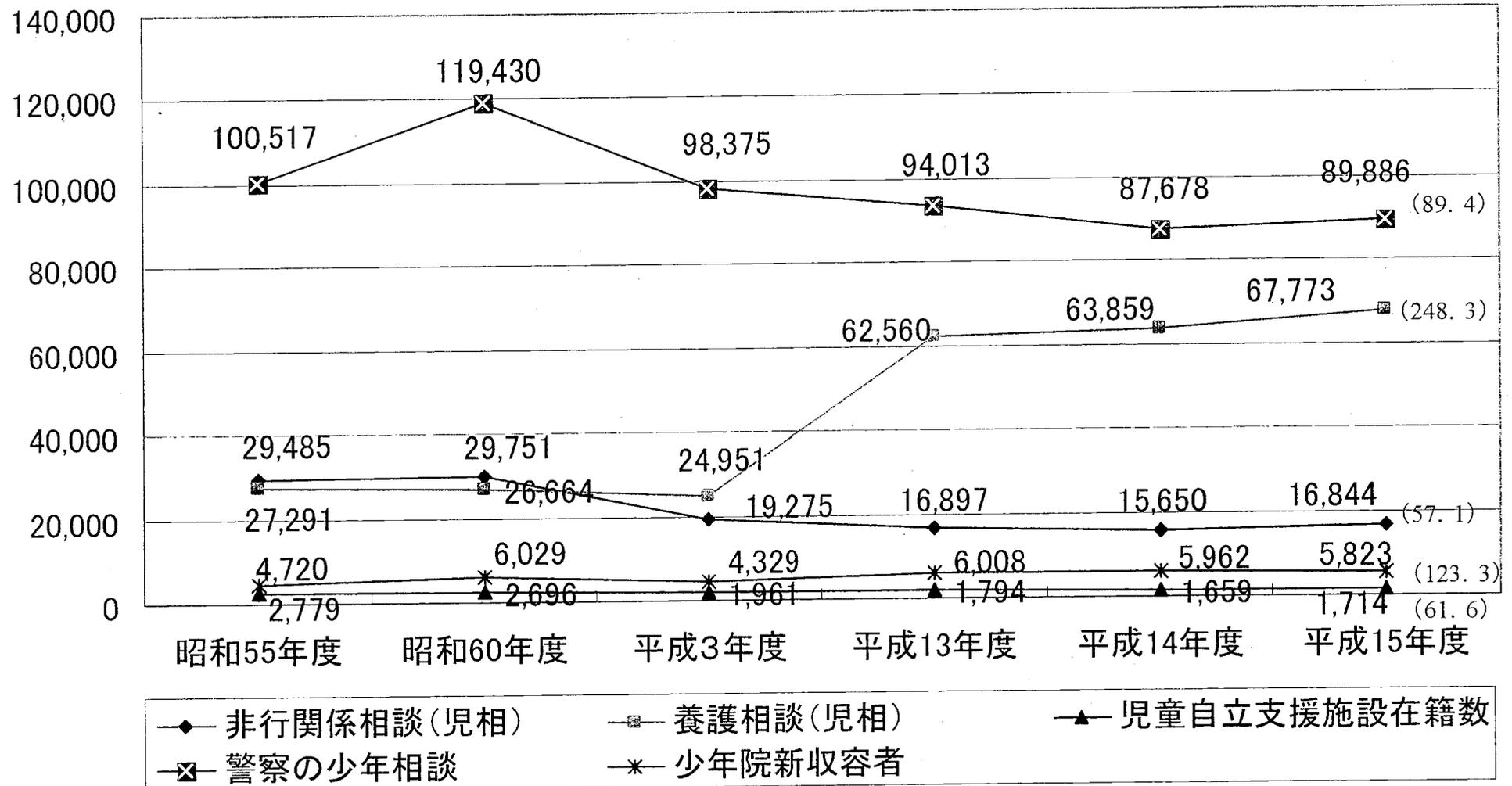
出典：「児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究」（平成12年3月国立武蔵野学院）

児童自立支援施設の入所児童におけるADHDを有する 子どもの割合

7.5%

出典：「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」（平成15年2月1日現在）

児相相談件数・警察少年相談件数・児童自立支援施設在籍数・少年院新収容者数



※少年院新収容者数は年次集計、その他は年度集計
 ※()の数字は昭和55年度を100とした指数

児童自立支援施設における 家庭裁判所の決定による措置児童の割合（％）

昭和53年度	昭和58年度	昭和63年度	平成5年度	平成15年度
12.4%	17.0%	22.1%	21.1%	28.7%

出典：全国児童自立支援施設運営実態調査

注) 対象施設数：昭和53年度、平成15年度は58か所、昭和58年度・昭和63年度は57か所
平成5年度は、2施設のデータが不明であるため、55か所

※児童自立支援施設の入所経路

施設への入所は、都道府県知事（その委任を受けた児童相談所長）が児童福祉法に基づいて行う措置（行政処分）として行われる。

都道府県が入所措置を採るのは、

- ①保護者からの相談や学校・警察署からの通告、家庭裁判所からの送致を受けた児童につき、児童自立支援施設に入所させて指導を図ることが必要と認めた場合
- ②少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定に従って入所措置を採る場合

の2つがある。

上記の数字は、措置児童のうち、②による措置の割合である。

児童自立支援施設における中卒児童数の推移

(単位:人)

年度	入所児童 総数 (各調査時点)	うち中卒児				計
		高校	公立	私立	その他	
昭和51年度	2,855	—	—	—	—	160
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.6%
昭和54年度	2,867	—	—	—	—	160
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.6%
昭和58年度	3,149	—	—	—	—	168
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.3%
昭和59年度	3,015	—	—	—	—	153
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.1%
昭和60年度	2,903	—	—	—	—	172
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.9%
昭和61年度	2,934	—	—	—	—	190
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	6.5%
昭和62年度	2,790	—	—	—	—	235
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	8.4%
平成4年度	1,925	32	25	7	221	253
構成割合(%)	100.0%	1.7%	1.3%	0.4%	11.5%	13.1%
平成9年度	1,920	79	68	11	173	252
構成割合(%)	100.0%	4.1%	3.5%	0.6%	9.0%	13.1%
平成14年度	1,657	50	44	6	170	220
構成割合(%)	100.0%	3.0%	2.7%	0.4%	10.3%	13.3%

※昭和51年度から昭和62年度 全国教護院運営実態調査(各年度1月1日現在)

※平成4年度 養護児童等実態調査(平成4年12月1日現在)

※平成9年度 養護施設入所児童等調査(平成10年2月1日現在)

※平成14年度 児童養護施設入所児童等調査(平成15年2月1日現在)

児童自立支援施設における施設長等の任用資格要件及びその任用状況

施設の概況(平成17年4月1日現在)

(1)施設の状況

- ・設置主体の別 国立:2か所、都道府県・指定都市立:54か所、民立:2か所
- ・寮舎運営形態の別 夫婦小舎制のみで運営:20か所、交替制又は並立制で運営:38か所

(2)職員の状況(構成)

【施設長】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第81条	
一般	福祉				1号	2号
48.3%	51.7%	58人	3.0年	23.0年	39.7%	60.3%

※児童自立支援施設の長の資格

児童福祉施設最低基準第81条

児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上従事した者
- 二 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

【児童自立支援専門員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第82条						
一般	福祉				1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
30.9%	69.1%	738人	6.5年	13.6年	24.3%	31.8%	3.0%	10.4%	18.8%	3.9%	7.7%

※児童自立支援専門員の資格

児童福祉施設最低基準第82条

児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 三 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 四 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 六 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 七 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

【児童生活支援員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第83条		
一般	福祉				1号	2号	その他
14.0%	86.0%	285人	9.1年	19.8年	88.8%	7.0%	4.2%

※児童生活支援員の資格

児童福祉施設最低基準第83条

児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 三年以上児童自立支援事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

出典:「児童自立支援施設に関する実態調査について(調査結果)」

小舎夫婦制の施設数（推移）

	施設数	うち小舎夫婦制を実施 （一部他の形態を 実施している施設も含む）	割合 （％）	うち小舎夫婦制 のみ実施している施設	割合 （％）
各施設創立時 （明治～昭和）	57	37	64.9%	36	63.2%
S58年	57	37	64.9%	29	50.9%
平成8年度	57	29	50.9%	26	45.6%
平成9年度	57	29	50.9%	27	47.4%
平成10年度	57	28	49.1%	25	43.9%
平成11年度	57	28	49.1%	23	40.4%
平成12年度	57	27	47.4%	22	38.6%
平成13年度	57	26	45.6%	22	38.6%
平成14年度	57	25	43.9%	21	36.8%
平成15年度	58	24	41.4%	21	36.2%
平成16年度	58	23	39.7%	21	36.2%

出典：S58まで 児童自立支援施設運営ハンドブック

平成8年度～平成11年度、平成14年度、平成16年度は全国児童自立支援施設運営実態調査
（全国児童自立支援施設協議会調）

平成12年度、平成13年度、平成15年度は家庭福祉課調べ

児童自立支援施設のあり方に関する研究会開催経過

- | | | | |
|-----|-------|--------|-----|
| 第1回 | 平成17年 | 7月29日 | (金) |
| 第2回 | 平成17年 | 8月29日 | (月) |
| 第3回 | 平成17年 | 9月28日 | (水) |
| 第4回 | 平成17年 | 11月4日 | (金) |
| 第5回 | 平成17年 | 12月14日 | (水) |
| 第6回 | 平成17年 | 12月27日 | (火) |
| 第7回 | 平成18年 | 1月25日 | (水) |
| 第8回 | 平成18年 | 2月28日 | (火) |

児童自立支援施設のあり方に関する研究会委員名簿

委員名	役 職
岩田 久	東京都立萩山実務学校長
小木曾 宏	淑徳大学総合福祉学部助教授
瀬戸 則夫	大阪弁護士会弁護士
○ 津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授
野田 正人	立命館大学産業社会学部教授
服部 朗	愛知学院大学法学部教授
藤岡 淳子	大阪大学人間科学部教授
山内 稔	国立武蔵野学院長
吉岡 一孝	埼玉県立埼玉学園担当部長

(敬称略、五十音順、○は座長)